



2016年11月17日
全国港湾16 発第43号
港運同盟発16-第48号

消防庁 危険物保安室
室長 秋葉 洋 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義 信



危険物貨物等の取り扱いに関する申し入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

ついては、以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. フレキシブルバッグによる輸送の禁止について

- (1) 輸出・輸入に関わらず、運送の際に損傷、発火など危険性のあるフレキシブルバッグ、その他の輸送用機材を、工業製品として絶対に認めないこと。そのために、これらの製品に関して厳格に審査する体制を作ること。
- (2) ただちに消防法の改正を行い、陸・海・空のいずれの輸送モードにあっても、フレキシブルバッグによる液体輸送を禁止すること。それまでの間は、行政指導によりフレキシブルバッグの使用を禁ずる措置を講ずること。

2. 危険物貨物、貨物情報の事前周知の徹底について

- (1) 政府として、国際連合危険物輸送勧告を批准することを推進し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、国内法を整備し、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。

(2) 危険品貨物情報を、海コンドライバーに周知することを、荷主はじめ海上輸送に係る諸団体に徹底すること。

3. これらの申し入れに関する、今回の協議以降の対応、具体的措置について、情報開示とともに、継続的に協議を進めながら、対応すること。また、本件に限らず、港湾労働者、港湾関係労働者の安全などの問題で、貴省に係る諸問題について、解決を促進するために、個別の諸課題について協議を行うこと。

以 上